

別添（第1条関係）

pH中和装置点検業務実施要領

1 目的

愛媛県原子力センターに設置しているpH中和装置を正常かつ円滑に使用するため、当該機器の点検及び付属設備等の取替作業を行う。

2 対象機器

別紙1のとおり

3 設置場所

別紙2のとおり

4 点検概要

委託業務は、次により行うこととし、その範囲及び詳細は、別紙3「pH中和装置点検表」のとおり実施すること。

総合点検 年1回

機器名内訳	pH中和装置	1式
	除染排水貯留槽	1式

中間点検 年3回

機器名内訳	pH中和装置	1式
-------	--------	----

なお、総合点検時にpH電極の取替え、各部品の交換作業を実施する。

5 点検条件

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 点検に伴い交換が必要となる部品や軽微な消耗品の交換は本点検に含むものとする。
- (3) 作業終了時には、各種設定値を確認するとともに、正常動作を確認すること。
- (4) 点検作業により発生した不用品は受託者で適正に処分すること。
- (5) 点検状況の写真を撮影し、実施報告書に含めること。
なお、部品交換においては、交換前、交換中及び交換後の写真を撮影すること。
- (6) 点検内容に疑義が生じた場合は、当センターの監督職員へ確認すること。

6 報告

受託者は、点検結果を別紙3「pH中和装置点検表」の内容を満たした点検表により報告すること。

7 不具合への対応

- (1) 受託者は、当センターから本契約の対象機器について、不具合発生
の連絡（夜間及び土・日曜日その他の休日を除く平日昼間の時間帯
に限る）があった場合は、当センター職員が実施する復旧作業等へ
の技術的助言を行うものとする。
- (2) 前項における作業により不具合が復旧せず、当センターから調査及
び修理等の依頼があった場合は、受託者はこれに誠実に対応するも
のとする。
ただし、これに要する費用については、別途、契約の締結または文
書により合意したうえで実施するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の期間は、本業務終了後も当該年度内は継続するも
のとする。

8 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。

9 準拠基準等

○日本産業規格（J I S）

○日本電気工業会規格（J E M）

○その他必要な規格・基準等

別紙 1

対象機器一覧

機器名	仕様、品番	数量
(1) pH中和装置		
薬液タンク	PE製 100L	2
原水ポンプ	中継槽付きポンプユニット FRP製 0.5m ³ 口径：50φ 吐出量：60L/min 揚程：8m	2
フロートスイッチ	RF-5 6m	2
pH中和槽	SS400 1000L	2
攪拌機	GS-0.2-1-S	2
pH電極	CT-1	2
中和槽流入電動弁	ボールバルブ電動式 呼び径50	2
中和槽流入電動弁	ボールバルブ電動式 呼び径80	2
(2) 除染排水貯留槽		
貯留槽	SUS製パネルタンク 2槽式 4.5m ³ 寸法：1.0×3.0 (2.0+1.0) ×1.5H	1
排水ポンプ	中継槽付きポンプユニット FRP製 0.5m ³ 口径：40φ 吐出量：30L/min 揚程：8m	2
貯留槽ポンプ	雑排水水中ポンプ SUS製 口径：32φ 吐出量：30L/min 揚程：3m	1
フロートスイッチ	RF-5 6m	3

別紙 2

設置場所一覧及び数量

(1) pH中和装置

場所	住 所	個数
原子力センター	八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1	一式

(2) 除染排水貯留槽

場所	住 所	個数
原子力センター	八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1	一式

別紙 3

p H 中和装置点検表

総合点検

1. p H 中和装置

1 式

内 容	点検結果
A 外観検査 (目視) B 中和槽内部の確認 C 原水ポンプのオイル点検・交換 D p H電極の取替・校正 E 各種センサーの点検 F 総合動作確認	

2. 除染排水貯留槽

1 式

内 容	点検結果
A 外観検査 (目視) B 排水ポンプ槽の動作確認 C 貯留槽ポンプの動作確認	

中間点検

1. p H 中和装置

1 式

内 容	点検結果
A 外観検査 (目視) B 中和槽内部の確認 C p H電極の清掃・校正	